## 法整備支援と人づくり

日本弁護士連合会副会長 大阪弁護士会 会長 弁護士 小 原 正 敏

1. 本年10月18日から21日までの間,第7回 National Convention of Lawyers 2017に出席するため、日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)の国際関係担当副会長として、フランスのボルドーに出張する機会を得た。この会議は、フランス全国弁護士評議会(Conseil national des barreaux、以下略して「CNB」という。)の3年毎に開催される全国大会である。今回の出張は、同大会において行われる、日弁連とCNBとの間で締結する友好協定の調印式に出席することが主目的であったが、その機会に同大会に出席できたことは、日弁連の執行部の一員として有益であった。

大会には、フランス以外の国からの代表団を含め6000名以上が参加し、フランス 政府の首相・司法大臣も出席するなど、正にフランスにおける法曹界最大のイベントで あり、大会でのプレナリーセッション(「新しい経済の中での弁護士」)や司法大臣の司 法改革についてのフォーマルスピーチなどの正式行事と併行して80を超えるワーク ショップ・セッションが開催された。その中で私にとって興味深かったのが、"OHADA-OHADAC-the Place of Arbitration and Dispute Resolution (ADR) in the Regional Organization" (OHADAとOHADAC~地域的機関による裁判外紛争解決)であっ た。" OHADA" (Organisation pour l'Harmonisation en Afrique du Droit des Affaires— 「アフリカ商事法調和化機構」)とは、アフリカ社会・経済が不安定であった1980年 代に、フランス語圏に属し、植民地時代にフランスの法制が施行されて国々が中心とな って設立された国際機関で、加盟各国の交渉により統一的な商事法を整備するととも に、民事紛争の適正な解決手続・機関を設立することにより、同地域の社会・経済活動 の安定・発展を確保しようとするものとされている。現在では、アフリカの17ヵ国が 加盟している。"OHADAC"は、そのカリブ海沿岸地域版とも言うべきもので、現在 33ヵ国が参加しているとのことであった。ここでは、代表的な国際民事紛争の解決手 続である国際仲裁手続について、従来、その手続き費用が高額で中小企業はその利用を 躊躇する傾向があるとの認識に立ち、それらの企業の費用も含め、安心して利用できる 仲裁機関を目指していることが報告された。

このセッションにおける報告・パネルディスカッションを通じて示唆されたことは、 複数の国が一つの地域において、各国の主権を尊重しながら、相互に協力して、共通の 法的ルールの形成・整備と適正な紛争解決システムを構築し、司法の予測可能性を高め、 紛争の予防・解決に役立たせることが、法の支配を浸透させるうえで重要なことであり、 それにより個人・企業の権利・利益を守るだけでなく、自由で活発な経済活動を進展さ せる社会基盤となり,ひいては社会の安定,発展そして繁栄,さらには国際社会の平和・ 安全に大きく寄与することになるということであった。

さらに印象的であったのは、このセッションがCNBの大会で企画され、その司会も地元ボルドーの弁護士が務めていたことと、フランス人弁護士に加え、フランス以外のOHADA、OHADAC加盟諸国からも、多くの弁護士・法律家が参加していたことである。

CNBが、このような共通の法的ルールの形成・整備と適正な紛争解決システムの構築がグローバル化する今日の社会の安定と発展に寄与することを理解したうえで、戦略的にこれらの取組みに積極的に関与するとともに、その取組みを通じて、その価値を共有し、支えていく人材の育成に成果を上げていることは、日弁連としても、大いに参考となることであった。

2. 日弁連は、人々の活動、そしてそれを支える経済がますますグローバル化し、それに伴い、法や法制度も国際化している中で、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする団体として、これまでも法の支配と平和の確立を目指して活動してきたが、今後も、これまでの歩みを基礎にして、国際的な信頼を築き上げるための積極的な取組みを進めていくこととしている。

この日弁連の基本姿勢を確認するものとして、日弁連は2016年2月18日に「国際戦略」を策定した。その中で、①外国における法整備、弁護士養成の支援の推進、②国際人権法についての専門知識と経験を備えた弁護士や、法整備支援を含む社会貢献の活動に参加する能力を備えた弁護士の養成・拡大、③国際法曹団体や国際機関との連携により、国際的にわが国の法情報を発信するとともに、それらの活動を通じて得た国際的知見の会員への還元、④法的サービスの受益者である内外の法人・個人の国際化の中で生ずる需要への対応、⑤国際的な分野での法的サービス提供の拡充のための基礎強化の支援等に取り組むことを宣言した。

これらの取組みの中、着実に実績を積み重ねてきているのが、法整備支援に関する活動である。この事業は、法務省法務総合研究所国際協力部(以下「国際協力部」という。)が、関係官庁・独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)・公益財団法人国際民商事法センター(以下「ICCLC」という。)や大学・弁護士会と連携して活動が推進されているものであるが、日弁連としても、JICAとの協定に基づき、その事業に参加・協力してきた。その具体的内容としては、長期専門家の派遣弁護士の推薦とその支援、支援対象国の現地での助言・セミナー等の講師派遣、わが国で実施される支援対象国の司法関係者研修の講師派遣等の活動を挙げることができる。日弁連がこれまでに長期専門家として会員を推薦した国は、ベトナム・カンボジア・モンゴル等8ヵ国以上のアジア諸国に上っている。

この取組みの成果として強調しておきたいことは、その活動が単に対象国の法整備支援に留まるものではなく、現地の司法関係者と長期専門家として派遣された弁護士との

相互の人的交流を通じた信頼関係とネットワークの確立である。また、派遣された弁護士自身も法律家としての知見と経験を幅広く、深いものにすることができ、当該国に詳しい法律家として、成長し、実務家として社会・個人そして企業等の法的ニーズに応えうる、人的基盤となっていることである。法整備支援は、その意味で、一国・地域の司法制度を安定的で信頼性のあるものとし、社会経済の安定・安全・発展に寄与するだけではなく、グローバル化する社会の中で、将来を担う人材を育成する成果を伴う貴重な活動であるといえるのである。

3. 法整備支援のいま一つの重要な活動として挙げておきたいのは、支援対象国の司法関係者を、わが国に招いて実施されている研修である。この研修では、研修生にわが国の裁判官・検察官・弁護士そして学者・企業の方々からわが国の法制度・実務の実際を知る機会が提供されている。また、研修実施地の裁判所・弁護士会やその他の司法関連機関等を訪問し、親しく説明を受ける機会もあり、研修生にとってわが国の法制度と実務を知り、わが国に親近感を持つ有益な活動になっている。私自身も、国際協力部によるアジア諸国の法制度調査のため、現地を訪れたことがあるが、現地における裁判官等へのインタビューにおいて、その裁判官等が以前に日本で研修を受けたことを披歴し、きわめて友好的かつ親切に現地の法制度や実務について説明された経験が有る。このように、わが国における支援対象国の司法関係者に対する、わが国での研修は、研修生に、それを通じて相互の理解・信頼関係を築くという成果を上げていることも忘れてはならない。

また、わが国における研修が、研修を実施している地元の社会や弁護士会にとっても、 研修生との交流のみならず、出身国の社会・経済・法情報にふれる得がたい便益を提供 していることも指摘しておかなくてはならない。

私が所属している大阪弁護士会を例にとっても、大阪弁護士会所属の弁護士を研修講師として派遣したり、大阪弁護士会を会場とする研修で、研修生を大阪弁護士会に迎えることにより、会員の法整備支援に対する認識・理解を深めるだけでなく、将来その分野で活躍を望む人材発掘の契機ともなっている。

また、これと併行して実施される研修生による各国司法制度の報告や前述のアジア各国の司法制度調査に基づくシンポジウムは、関西在住の司法・法曹関係者だけではなく、企業関係者にとっても貴重な機会であり、それらの活動が、研修を実施している地元の社会・経済へのよい刺激になっているのである。

4. このように、法整備支援活動は、支援対象国における、信頼性と安定性のある共通の 法的ルール、適正な紛争解決システムの構築に寄与し、グローバル化する社会の安定・ 発展をもたらすことを第一義とするものではあるが、支援対象国のみならず、わが国の 国際的な法曹の人づくりと地方社会の活性化にも大きな意義を有するものであること を再確認したいと考えている。 この度,国際協力部が,大阪中之島の地から昭島市に移転した。新たな地で,同部の活動が一層発展することを心から祈念するものであるが,大阪で活動する一弁護士会としては,併せて,これからも,大阪をはじめとして,地方における研修の実施や国際会議・シンポジウムの開催等の充実をお願いしたい。